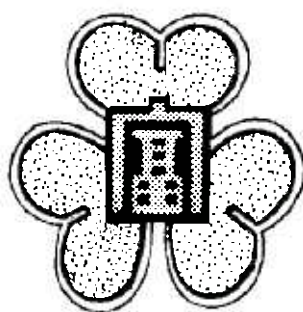


富田中学校 スクールライフ



四日市市立富田中学校

〒510-8011 三重県四日市市東茂福町4番19号

TEL 059-365-4118 / 361-0100

URL <http://www.yokkaichi.ed.jp/tomichu/>

令和2年4月

1年	組	番	
2年	組	番	名前
3年	組	番	

「スクールライフ」は学校生活や校外生活についての規則などをまとめたものです。

目次

1. 校訓・めざす生徒の姿	p. 1
2. 教育目標・日課表・教育課程	p. 2、3
3. 学校生活のきまり	p. 4
4. 生徒心得	p. 6
5. 校外生活について	p. 7
6. 部活動について	p. 8
7. 生徒会について	p. 9
8. 通学について	p. 10、11
9. 暴風警報・東海地震注意報・東海地震警報が発令されたり、解除されたりした場合 の生徒の登校について	p. 12、13
10. 欠席・出席停止・忌引きについて	p. 14
11. 物品の取扱先について	p. 15

四日市市立富田中学校校歌

作詞 武島 羽衣

作曲 伊藤 亘行

- | | |
|---|---|
| 1. 青松白砂つらなりて
眺望まれなる伊勢湾の
勝地を占めし学校に
通ふ我等は幸多し | 2. 雄姿横たふ鈴鹿山
常に無言の師と仰ぎ
高き雄々しき心もて
人たる道を踏みゆかむ |
| 3. 夕風清き富田浜
寄せて返りて挽みなき
浪のすがたを鑑とし
学びの業にいそしまむ | 4. あゝ大鵬の空翔ける
翅の如く身を鍛へ
目指すは正義又文化
我等の意気は天を衝く |

教育目標・校訓・めざす生徒の姿

令和2年度 富田中学校 学校づくりビジョン

教育目標「確かに生きる」

◇「学校づくりの三つの決意」

1 授業を大切にする学校

生徒が主体的・対話的に学び、問題解決能力を高める授業を展開します。

2 一人ひとりを大切にする学校

人を思いやる心を培い、共に生きる力を育みます。

3 保護者や地域と協働し高め合う学校

互いに連携を深め、協働し高め合い、学校づくり・まちづくりを推進します。

【富田中学校校訓】

友愛

「友愛」教育の深化

「とも」を愛する生徒

「友」を愛する生徒

友人と仲良く

「共」を愛する生徒

規範を守って共に生きる

「知」を愛する生徒

知的好奇心を育てる



週 時 程 表

四日市市立富田中学校

	平常6限 6	平常5限 5	T日課6限 T6	T日課5限 T5	T日課6限F T6F
職 朝	8:20	8:20	8:20	8:20	8:20
	8:28	8:28	8:28	8:28	8:28
朝読書	始業 8:30	始業 8:30	始業 8:30	始業 8:30	始業 8:30
朝学活	8:40	8:40	8:40	8:40	8:40
	8:45	8:45	8:45	8:45	8:45
1 限	8:50	8:50	8:50	8:50	8:50
	9:40	9:40	9:35	9:35	9:35
2 限	9:50	9:50	9:45	9:45	9:45
	10:40	10:40	10:30	10:30	10:30
3 限	10:50	10:50	10:40	10:40	10:40
	11:40	11:40	11:25	11:25	11:25
4 限	11:50	11:50	11:35	11:35	11:35
	12:40	12:40	12:20	12:20	12:20
昼 食	12:45	12:45	12:25	12:25	12:25
休 憩	13:05	13:05	12:45	12:45	12:45
	13:20	13:20	13:00	13:00	13:00
5 限	13:25	13:25	13:05	13:05	13:05
	14:15	14:15	13:50	13:50	13:50
	14:25	14:20	14:00	13:55	14:00
	6 限	清掃	6 限	短学活	6 限
	15:15	14:30	14:45	14:05	14:45
	15:20	14:35	14:50		14:55
	清掃	富中タイム	清掃		Fタイム
	15:30	14:45	15:00		15:25
	15:35	短学活	15:05		15:35
	富中タイム	14:55	富中タイム		富中タイム
	15:45		15:15		15:45
	短学活		短学活		短学活
	15:55		15:25		15:55

令和2年度の主な行事予定／1学年

4月	入学式(4/6)、発育測定、 健康診断授業参観・PTA総会、 家庭訪問	10月	中間テスト 中体連新人大会、授業公開週間 文化祭
5月	防災教室、自然教室(5/18,19)	11月	土曜授業、期末テスト 人権フォーラム
6月	土曜授業(公開授業)・学年別懇 談会、期末テスト	12月	校内人権学習発表会 三者懇談会、終業式 (冬期休業 12/24～1/7)
7月	三者懇談会 中体連地区予選大会、終業式 (夏季休業 7/21～8/31)	1月	始業式、実力テスト、土曜活動
8月	PTA除草作業、土曜活動	2月	学年末テスト
9月	始業式、実力テスト、体育祭	3月	3年生に贈る会、卒業式 修了式(3/25)

令和2年度教育課程

◎ 1年

週時数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
教科等の名称	国	国	国	国	社	社	社	数	数	数	数	理	理	理	音	音	美	体	体	体	技・家	技・家	英	英	英	英	道	総	学
週時間数	4				3			4				3			1	3	1	3			2		4				1	1	1
年間時間数	140				105			140				105			35	18	35	105			70		140				35	35	35

◎ 2年

週時数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
教科等の名称	国	国	国	国	社	社	社	数	数	数	理	理	理	理	音	美	体	体	体	技・家	技・家	英	英	英	英	道	総	総	学
週時間数	4				3			3				4			1	1	3			2		4				1	2	1	
年間時間数	140				105			105				140			35	35	105			70		140				35	70	35	

◎ 3年

週時数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
教科等の名称	国	国	国	社	社	社	社	数	数	数	数	理	理	理	理	音	美	体	体	体	技・家	英	英	英	英	道	総	総	学	
週時間数	3			4			4			4			1			1	3			1			4			1			2	1
年間時間数	105			140			140			140			35			35	105			35			140			35			70	35

学校生活のきまり

このきまりは、秩序ある学びの場をつくるために定めたきまりです。

1 登下校について

◇登校

- ・始業時刻（8時30分）の5分前に間に合うように余裕を持って登校する。
- ・外出する場合は、必ず教師の許可を得る。

◇下校

- ・下校時刻については、以下の時間を守り、速やかに帰宅する。

期 間	活動終了時刻	完全下校時刻
4月～8月	17:45	18:00
9月	17:30	17:45
10月～新人戦	17:00	17:15
新人戦～1月末	16:30	16:45
2月	17:00	17:15
3月	17:30	17:45

※ 状況によって早く終了する場合がある

◇欠席等の連絡

- ・欠席、遅刻、早退する場合は、必ず保護者が事前に学校へ連絡する。
- ※出席停止や忌引き等についてはP14に記載。

2 通学について

- ・登下校は原則として徒歩通学とする。自転車通学は、学校が認めた地域の生徒に限る。
- ※詳細は、「通学について」(P9)に記載。

3 教室の管理について

- ・学級で最初に登校した生徒は、職員室で自分の教室のカギをとり、開ける。
 - ・放課後は、生活委員が自分の教室のカギを担任や学年の教師が立会いのもと閉め、職員室の所定の場所にカギを戻す。同時に、生活委員は各フロアの戸締り点検を行う。
 - ・カギを持ち出す場合には、職員室の教師に用件を伝えてから持ち出す。
 - ・自分のクラス以外の教室には入らない。
- ※休日及び長期休業中は基本的に教室へは入れない。

4 服装について

◇制服

- ・冬服から夏服、夏服から冬服への衣替えは、個人の判断で行う。
- ・スカート丈は、膝がかくれる程度とする。

◎冬服

- ・規定の学生服およびセーラー服・スラックス。
⇒制服の下に着る服は無地のものとする。
<例：体操服（半袖・長袖）、トレーナー等（黒、紺、白、灰色とする）>
- ・詰襟学生服は、ボタン・カラーをはずして着てはいけない。
⇒ラウンドカラータイプの制服も可とする。

- ・スカーフは正しく結ぶこと。短くしたりすることは認めない。

◎夏服

- ・白の開襟シャツ、カットシャツ、ブラウスと学生ズボンおよび夏スカート、夏スラックス。
⇒シャツの下に着る服は無地のものとする。
- ＜ 半袖体操服、肌着、Tシャツ（白、ベージュ、灰色でワンポイントまで） ＞
⇒部活Tシャツは禁止とする。

◇名札

- ・規定の名札を左胸につける。
- ⇒登下校中はつけなくてもよい。忘れた時は先生に申し出て、紙の名札をつける。

◇体操服

- ・学校指定の体操服を着用する。
- ・半袖体操服・部活Tシャツなどで活動する場合は、ハーフパンツの中に入れる。

◇ベルト

- ・黒・紺・茶色の無地のものを着用する。

◇くつ

- ・運動（体育の授業）に適したくつとする。
- ・雨天時等の登下校は、状況に応じたくつとする。

◇くつ下

- ・黒、紺、白、灰色の無地のものを基本とする。

◇防寒

- ・規定のウィンドブレーカーの他に、手袋、マフラー、ネックフォーマー等を防寒目的で登下校中に着用してもよい。

◎ウィンドブレーカーに関して

- ・登下校時の着用については、年間通して認める。
- ・集会、行事などでは教師が許可したときに、着用を認める。
- ・教室間移動時は、原則12月から3月までのみ着用を認める。
- ・教室内でひざかけとして使用することも上記の期間のみ認める。
- ・教室内では、ウィンドブレーカーを着用しない。

※上半身が詰襟学生服、またはセーラーで、下半身がウィンドブレーカーは認めない。体操服の場合は、下のみウィンドブレーカーも認める。

◎その他の防寒具に関して

- ・ストッキング・タイツは無地で、黒か紺、ベージュとする。

「無地」とは、全体が同じ色で模様のないものを指す。

5 頭髪等について

- ・学校生活に適した髪型とする。
⇒染色及びアクセサリ等、不必要な飾り、整髪料等は禁止とする。
- ⇒髪が肩を超えるほど長い場合は、束ねること。ただし、髪を束ねるゴムやピンは、黒・紺・茶とする。
- ⇒ツーブロック、モヒカン、アシンメトリなどの奇抜な髪型は禁止とする。
- ・化粧及びアイプチ、眉毛を細くすること等も禁止とする。

6 持ち物等について

◇カバン

- ・安全で機能的なもの（肩に負担のかからないもの・自転車で通学する際に安全なもの・チャックなどでしめられるもの）とする。

⇒キーホルダー等を付けるのは、1、2個程度までとする。

◇教科書及び教材

- ・教科書やノート、補助教材等は、各自の判断で学校に置いていって良いこととする。ただし、家庭での学習に必要なものを持ち帰り、各自で責任を持って管理する。

◇その他

- ・スマートフォン、携帯電話、ゲーム、マンガなど、学校生活に不必要なものは持ってこない。
- ⇒持っていた場合には教師が学校で預かる。（保護者と共に取りに来る。）

7 特別な配慮が必要な場合

- ・病気やケガ、アレルギー等で、特別な配慮が必要な場合は、保護者から担任に申し出ること。

< 例：エレベーターの使用や服装、部活動 等 >

生徒心得

- ① あいさつや、場に応じた言葉遣いをする。お互いに礼儀正しく接する。
- ② 休憩時間は、トイレや教室移動の時間として利用する以外は、次の授業の準備を行う。
- ③ 学校生活では、常に2分前行動を意識すること。授業開始のチャイムが鳴ったときには、準備・移動を終えて着席する。
- ④ 昼食は、自分の席で食べる。また、片づけ以外は、終了のチャイムまで席を離れない。
- ⑤ 昼休みは、グラウンドでの運動（体育館は不可）、係の仕事、読書等に有意義に使う。
- ⑥ 清掃活動は、仲間と協力して積極的に行う。終了時刻まで担当場所を離れない。
- ⑦ 帰り学活終了後は、速やかに教室から出て、部活動等に参加するか下校する。
- ⑧ 廊下・教室の窓等の戸締まりは、各学級で責任を持って行う。
- ⑨ 放課後の教室の利用は、必ず担当教師の許可を得る。戸締まりは、使用した生徒で責任を持って行い、担当教師に確認をお願いする。
- ⑩ 所持品には、名前を書き、決められた場所に整頓して置き、自己管理する。
- ⑪ 公衆電話は急を要する場合のみに使用する。（教師の許可を得ること）
- ⑫ 保健室は、けが、体調不良の場合に利用する。（1時間保健室で休養しても治らなければ、教師が家庭に連絡した後、帰宅する）
- ⑬ 職員室に用がある場合は、出入り口にて用件を伝える。入室する時は、廊下にかばんを置く。また、テスト発表中やテスト当日などは、職員室の中に入ることはできない。
- ⑭ 一度下校してから再登校する時や、休日などに登校する時は、制服や体操服、部活動の服装を着用する。

校外生活について

以下の規則は、みなさんの身を守るために法令・条例や三泗地区の申し合わせ事項で定められているものです。

外出の際は「いつ」「どこへ」「誰と」「何時に帰るか」を保護者に必ず伝えること

1 飲食店・映画・ボーリング場・催し物の入場

責任者が同伴することが望ましい。昼間であれば、保護者の許可を得ればよい。ただし、夜間または夜間に及ぶ時は責任者が同伴すること。（夜間とは、日没後をさす）

2 ゲームセンター（大型店舗に併設のゲームコーナーを含む）の入場

責任者が同伴することが望ましい。午後6時から午後10時までは保護者同伴でなければ入場できない。

3 カラオケボックス・マンガ喫茶・インターネットカフェ等の入場

責任者が同伴すること。

4 夜間外出・深夜徘徊

深夜（午後10時から翌日の5時まで）の外出は、三重県青少年健全育成条例により制限が設けられている。

5 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

- ・個人情報（顔写真・名前・住所・生年月日・学校名・電話番号・アドレスなど）を公開しない。
- ・他人を誹謗（悪口を言う）したり、中傷（相手を傷つける）したりするような発信をしない。
- ・著作権や肖像権に注意する。無責任な発言はしない。マナーやエチケットを守る。

6 水泳

危険な区域の河川及び海岸や池での遊泳はしない。公営プールを利用する際は、施設のルールに従って行動すること。

7 その他

火遊び、並びに爆発性花火の使用を禁止する。

ゲームソフト、カード等を売る場合は保護者が同伴すること。

魚釣りは保護者の許可を得ること。ただし、夜間または早朝の場合は責任者が同伴すること。

禁止の立て札（表示）のある所では、絶対しない。

風揚ずは、危険のない場所で行うこと。

ゴルフ等の危険を伴う競技の練習は、指定された場所で責任者が同伴すること。

次の行為は、すべて法令等で禁止されている。

薬物乱用（県条例ほか）、喫煙・飲酒（未成年者喫煙禁止法ほか）。オートバイや自動車の運転（道路交通法）、自転車の二人乗り・無灯火運転・傘さし運転・音楽を聴きながらの運転、また自転車が道路の路側帯を走る場合、車道と同じ左側通行に統一された。（道路交通法）
深夜徘徊、有害玩具（規則で定める機能を有するエアガンや刃物類）の使用（県条例）

ここに挙げる「責任者」とは、保護者または20歳以上で保護者の認めた人をいう。

部活動について

四日市市立富田中学校部活動指導方針（令和2年）に準拠する

① 原則として全員入部制

- ・ 学校の部活動以外で社会体育活動等を希望するものは、「校外活動届」を提出して、部活動に加入しなくてよい。
- ・ 校外活動等は、週3～4日程度活動することを原則とする。
- ・ 校外活動等を中止した場合は、部活動に加入する。

② 原則として3年間同じ部活動に所属する。

③ 1年度の部活動

<運動部>	男子	テニス 卓球
	女子	ソフトテニス バレーボール
	男女	野球 サッカー バスケットボール 剣道 陸上
<文化部>	男女	吹奏楽 美術 家庭

④ 活動時間

(1) 平日

学校生活のきまり（P.4）の部活動終了時間までとする。

(2) 休日や祭日、長期休業日など

顧問在校の場合のみ、活動することができる。

⑤ 服装等

- ・ 部活動の服装は、学校の制服か体操服とする。ただし、部活動で定めた服装がある場合は認める。ワンポイントのTシャツは可とする。
- ・ 個人で使う道具や用具、および練習試合や協会の試合の旅費等は、個人負担とする。

※ 本校の部活動は平成30年3月に出された「平成30年度版四日市市部活動ガイドライン」に基づいて行われます。

※ 「四日市市立富田中学校部活動指導方針」「平成30年度版四日市市部活動ガイドライン」は、ホームページをご覧ください。

通学について

(1) 通学路は以下の通りとする。

交通量が多い下図の2本の道路については、横断する交差点を下記A B C Dのみに限定します。他での横断は禁止します。(徒歩通学・自転車通学共通)

- ① 国道1号線は、学校前交差点(左図のA)とカナリヤさん前(左図のB)交差点の2ヶ所で横断すること。
- ② 十四川と交差する広い市道は、信号交差点(右図のC:十四川交差点、右図のD:シャトレゼ前交差点)で横断すること。



(2) 通学は、原則として徒歩通学とする。

(3) 自転車通学について

下記の区域については、許可願いを提出し、許可を得て自転車通学することができる。

- 許可区域・・・北いかるが町、四五六町、丸の内3区、西富田町
- 自転車通学の規定

※雨天の場合は、雨ガッパを使用する(雨ガッパの指定はありません)。傘差し運転禁止。

※指定のヘルメットを着用する。その際、あごひもをしっかりとしぼって着用すること。

- 通学に使用する自転車の規定

- ① 変速は6段以内とする。
- ② ドロップハンドルは禁止とする。
- ③ 前照灯やテールランプ以外の付属品(飾り物)はつけない。
- ④ 荷台が必ずついているもの。
- ⑤ ベル、ブザーがついているもの。
- ⑥ カギがきちんとかけられるもの。
- ⑦ 許可シールを自転車後部につけること(許可シールは入学後に配付します。)
- ⑧ 次の点検項目に適合していること。

○ 点検項目（毎月、定期的に安全委員会で自転車点検を行います。）

- ① 車体（フレーム）に変形はないか。
- ② ハンドルやサドルの高さは適当か。（乗った時に、きちんと両足が地面につく高さ）
- ③ ブレーキは、前輪・後輪ともよくきくか。
- ④ ベル・ブザーはよく鳴るか。
- ⑤ ライトはつくか。
- ⑥ 後部に反射器がついているか。
- ⑦ 後部にラベル（許可シール）がついているか。
- ⑧ 荷台はあるか。（荷台を変形させていないか）
- ⑨ ヘルメットのひもはきちんと締められるか。
- ⑩ タイヤはすり減っていないか。
- ⑪ カギはきちんとついているか。

○ 自転車通学許可の取り消し（次の場合、自転車通学を一時または無期限に取り消す場合がある。）

- ① 上記の自転車点検において、不備を直そうとしない場合。
- ② ヘルメットをきちんと着用しない場合。
- ③ 危険な乗り方をする場合。（二人乗りや傘差し運転 等）

(4) 長期休業中の自転車通学について

許可願いを提出し許可を得れば、長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）に限り、自転車通学を認めます。（入学後に案内をします。）

○ 許可区域・・・北いかるが町、四五六町、丸の内3区、西富田町以外の生徒

※ “自転車通学の規定” “通学に使用する自転車の規定” “点検項目” “自転車通学許可の取り消し” については、(3)自転車通学と同じとする。

※ ヘルメットについては、タイプを問わず自転車用のものに富田中学校のシールを貼れば、使用を許可します。（販売もします）

(5) 個人賠償責任補償のある保険への加入のお願い

自転車通学においては、時には加害者としてご家庭に賠償責任が問われる事もあります。そのようなときのために個人賠償責任補償のある保険にご加入される事をお勧めします。

例えば、「三重県PTAこども総合保障制度」（年度当初に案内を配付します。）、「TSマーク制度」（日本交通管理技術協会に登録された自転車安全整備店で点検または整備を行うと、賠償責任・傷害保険付のTSマークを貼付される。）があります。

生徒会について

生徒会は、全校生徒を会員として民主的に運営され、生徒自身の手によって学校生活をより良く充実したものとすることを目的としています。主な会則は次の通りです。

- ① 生徒議会は、生徒の総意に基づく議決機関として、毎月1回開かれています。
- ② 生徒会本部役員は、会長1名、副会長2名、執行委員4名で、任期は10月からの1年間です。
- ③ 代議員は、各学級の男女学級委員が代行して各学級の意見を生徒議会に持ち寄ります。
- ④ 専門委員会は、毎月1回の定例会を設け、以下の例のような定例活動・特別活動を行います。また、学級委員は生徒議会にも出席します。
- ⑤ 専門委員は、各学級から選出され以下の委員会に出席します。広報委員は各学級1名、福祉委員は男女各1名＋1名、他の委員会は各学級男女各1名です。
 - ・福祉委員会（ベルマーク、募金活動等、生徒の福祉意識の向上をめざして活動をすすめる）
 - ・図書委員会（図書室の利用をすすめ、学級図書の管理や本の紹介など生徒の読書習慣の育成をめざして活動する）
 - ・広報委員会（朝と昼の放送、体育祭のアナウンス等、掲示物の管理も行う）
 - ・美化委員会（校内美化の推進をめざし用具点検・美化コンクール等を行う。また、花の植え付け・水やり等の緑化活動も行う）
 - ・生活委員会（あいさつ運動、安全点検、ベル席・戸締まり点検等、活気にあふれる安心安全な学校生活をめざして活動する）
 - ・保健委員会（健康調査、牛乳パック点検等、生徒の健康的な生活習慣の育成をめざして活動・呼びかけを行う）

〈生徒会執行部の主な取り組み〉

対面式 中体連夏季大会・新入大会・三酒駅伝壮行会 体育祭 文化祭
和ウジョン Harmony（朝鮮初中級学校との交流会）
福祉ふれあい広場（地区の障がい者の方との交流会）
3年生に贈る会 離任式

警報等の発令・解除された場合の登下校について(平成30年4月改訂版)

1 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応

(注1) 自宅待機の際の留意点

保護者が家庭にいない生徒については、平素から最寄りの知人等に保護をお願いしておいてください。

(注2) 登校の際の留意点

警報解除後も災害や積雪が著しい等、登校に危険が予想される場合は、臨時休校、登校時間を遅らせるなどの措置をとります。その際は、「すぐメール」「富田中学校ホームページ」を使って情報を発信します。

(注3) 登校後に次の警報・注意報・警戒宣言・特別警報が発令された場合は以下のような措置をとります。

下校に際しての安全が確認できた場合は帰宅させます。ただし、安全確認ができていない場合は、学校に待機させるなどの措置をとります。

発表された場合		解除された場合	
時 刻	対 応	時 刻	対 応
7 : 0 0 まで	自宅待機 (注1)	7 : 0 0 まで	通常通り登校 (注2) 大雪警報 積雪の状況を判断し必要な措置をとる
登 校 後	学校で状況を判断し、必要な措置をとる (注3)	7 : 0 0 を経過	臨時休校

2 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、

震度5強以上の地震発生、噴火警報に対する対応

発表された場合	
時 刻	対 応
登 校 前	臨時休校 登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努めてください。（ただちに命を守る行動をとる） ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波・高潮・洪水・土砂災害以外）
登 校 後	学校待機 学校で状況を判断し、必要な措置をとります。（注4） ・保護者または保護者代理の方の出迎えがあるまで学校に待機させます。安全確保の上、学校まで迎えにきてください。

（注4）

【震度5強以上の地震発生、噴火警報の場合】

保護者または保護者代理の方の出迎えがあるまで学校に待機させます。安全確保の上、学校まで迎えにきてください。

【津波（大津波）警報の場合】

- ① 生徒を安全性の高い場所（本校教室棟の3階以上）に移動させ、安全を確保します。
- ② 警報が解除されるまでは引き渡しをしません。警報解除後は、保護者または保護者代理の方の出迎えがあるまで学校に待機させます。安全確保の上、学校まで迎えにきてください。
- ③ 学校周辺の被害状況によっては、四日市北警察署へ避難する場合があります。

【登校後に発表された津波（大津波）警報が、注意報に変更された場合】

下校に際しての安全が確認でき次第帰宅させます。帰宅することで危険性が増す場合や、帰宅しても保護者がいない場合は、保護者または保護者代理の方の出迎えがあるまで学校に待機させます。

3 三重県にJアラート（全国瞬時警報システム）等を通じて緊急情報発信があった場合の対応

発表された場合	
時 刻	対 応
登 校 前	自宅待機（ただちに命を守る行動をとる） ※授業の実施等については、安全の確保ができたと判断されたのち連絡します。
登 校 後	生徒に迅速な避難行動を指示 （建物の中に避難する 窓から離れる 頭部を守る 等）

- ※ 上記（「1」「2」「3」）以外の警報、注意報が発表された場合は、学校より特に連絡や指示がない場合は、通常通り登校してください。安全上問題がある場合は、無理して登校しないでください。
- ※ 周辺道路の混雑が予想されますので原則としてお車での迎えはご遠慮下さい。
- ※ 特別警報・警報・注意報の発令や解除に対する対応は、「すぐメール」・「富田中学校ホームページ」を使って情報を発信していきます。（場合によっては、発信できないこともあります）
- ※ 警報発令や学級閉鎖に伴う臨時休校の場合、デリバリー給食はキャンセルができませんので、ご理解願います。

欠席・出席停止・忌引きについて

(1) 病気欠席 病気・けがによる欠席（事故による入院を含む）

事故欠席 病気欠席以外の欠席で出席停止に当たらない欠席

- ① 学校教育活動に位置付けていないスポーツ・文化活動への参加（中体連の主催大会は出席になります。）
- ② 家族旅行や家族の都合により欠席する場合
- ③ その他

(2) 出席停止 出席にも欠席にもなりません。

- ① 学校保健安全法に定められた感染症に感染した場合
- ② 集団風邪等での学級閉鎖
- ③ 性行不良等で教育委員会より命じられた場合

臨時休業 授業日にならず、授業日数に含めません。

- ① 非常変災（台風、水害、地震等）による休校
- ② 集団風邪等による学校閉鎖、学年閉鎖

(3) 忌引き 親族、姻族の逝去により登校を要しない場合

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 父または母 | 7 日 |
| ② 祖父母、兄弟姉妹 | 3 日 |
| ③ 伯叔父母 | 1 日 |
| ④ 曾祖父母等妥当と判断される場合 | 1 日 |

学割証について

保護者随伴の旅行や、教育活動等の旅行の際に、旅客鉄道株式会社（ＪＲ各社）や近畿日本鉄道等の営業キロで片道１００キロメートルを超える区間を乗車する場合に、運賃が割引になる制度です。割引率は２割で、乗車券のみに適応されます。（特急券等は対象外です。）

発行を希望する際は、担任に申し出てください。所定の用紙（学割申請書）をお渡ししますので、必要事項を記入の上担任まで提出してください。急な申請の場合、事務処理ができないことがありますので、必要な日の１週間前までに申請してください。

物品の取り扱い先について

○制服 —— 男子：標準の学生服 女子：指定のセーラー服

まるきち (富田3丁目4-15 Tel 365-0202)

斎木洋服店 (堀本2丁目5-13 Tel 353-5411)

イオン外商部 (イオン四日市尾平店3階 Tel 334-0292)

○体操服 —— 指定の体操服 (夏・冬用)

体育館シューズ —— 指定

上履きスリッパ —— 指定

マルヨススポーツ (富田1丁目23-16 Tel 365-0836

携帯090-3157-2880)

○ウインドブレーカー —— 指定

まるきち (富田3丁目4-15 Tel 365-0202)

○自転車通学用ヘルメット

クリオカ (赤堀2-14-6 Tel 352-2678)

※ 学校を通じて購入できます。

学校集金について

毎月1日(5月～2月)に教材費と旅行積立・学校納付金、口座振替手数料を合わせた金額を指定されました口座から引き落としします。(令和1年度は、概ね1月あたり1・2年生は7,455円、3年生は5,655円)残高不足などで口座振替できなかった場合は、現金集金になります。

四日市市内の小学校から進学されるご家庭は、小学校で口座振替に指定された口座をそのまま中学校でも継続して使用しますので、手続きの必要がありません。四日市市外から転入される方は口座振替の手続きが必要ですので、申し出てください。

また、年度途中での口座の変更等は都度、担任に申し出てください。振込口座を指定されない方は、毎月現金で徴収することになります。

詳細は4月中旬に「学校集金のお知らせ」のプリントを配付しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。